

こちら地域医療連携室



登米市の医療環境について

先日NHKで、医師不足と医療費の問題が放送されていました。登米市も市民を交えた議論の場がほしいですね。登米市を安心して住める地域にするには、皆さんが医療現場を正しく理解し、医療環境を自治体任せとしないで、しっかり考える必要があると思うからです。「在院日数を意識した病院利用がなぜ必要なのか」「医療連携はなぜ必要なのか」「医師の労働環境は適切か」「医療従事者や老健施設は足りているか」「医療機器はどこまで必要か」また、「医療予算はどうか」など、現状を提示してもらい、それを踏まえて市民が考えるべき事柄は数多くあります。

4)医療設備

医療環境

①医療体制

②医療予算 ⑤場所

③医療従事者数 ⑥医療連携

市民の医療意識が、 その地方の医療環境 に及ぼす影響は大き いのです。

市民の医療に対する意識

例えば皆さんは医師の勤務体制をご存知ですか。医師は朝から働いて夜間当直に入り、次の日も朝から通常勤務です。登米市では月に何回も院長自ら当直をしている市立病院もあるのです。それほど医師が足りていません。

医師は患者のことでいつでも電話がくる日々が続きます。 日本の医療は医師の疲労や家族を無視し、そんな勤務体 制を当たり前としてきました。医師の使命感や心意気に 頼った体制は、激務が続けば長続きしません。それはど んな職種でも同じだと思いませんか。登米市は4月以降、 内科と外科の医師がさらに1人ずつ減っています。

一方、患者さんとしても病気なのだから病院に行き、治療して治ると思うのは自然なことです。ただ、物が欲しいときいつでも店に行けば買えるという発想は捨てる時期です。店に行っても品物がないということが医療現場で起こりつつあるからです。病院に医師がおらず、必要な医療が受けられないのです。この原因は国や地方自治体だけの責任ではありません。皆さんの医療に対する意識も、医療従事者の働く意識も重要です。医療環境が悪くなることは、医師が辞めたり、医師が来なかったりする原因の一つになり得ます。それは登米市民の損失でもあります。

全国的に医療体制が問われる今日、市民自ら真剣に考え、知恵を出し合って意見をまとめ、県や関係機関などに働きかけるときだと思います。脳卒中後遺症や認知症の人々を引き受ける施設が登米市は足りているのか一人一人が考える時期だと思いませんか。

地域医療連携室 室長 千葉正典(内科医師) 【問い合わせ】 市立佐沼病院 地域医療連携室

☎ 0220 (22) 5511(内線215) FAX 0220 (20) 7122

障害者就業相談のお知らせ

【相談日】 11月28日 (火)

【場所・時間】 米山総合支所

午前10時~正午

県登米保健福祉事務所 午後2時~4時

【申し込み】 予約制です。お住まいの総合支所市民福祉課 市民福祉係へ申し込みください。

【問い合わせ】 福祉事務所社会福祉課 ☎ 0220 (58) 5551 各総合支所市民福祉課 市民福祉係

11月の休日当番医

休日急患当番医 🕿 0220 (22) 2084 (医師会)												
11/3 (祝)	too	\$ 58	ぎの里]サ:	ソクリ	J_"	ク	南	方町	1 0220	(29)	6060
5 (日)	登		米		病		院	登:	米町	1 0220	(52)	2175
12(🖹	八				診	療	所	石	越町	1 0228	(34)	2013
19倒	おる	おた	おおれ	たに	クリ	ニッ	ク	中	田町	1 0220	(35)	1161
23 (祝)	菅	原原	内 科	ク	リニ	ニッ	ク	迫		1 0220	(22)	0888
26 (日)	桜		井		医		院	登:	米町	3 0220	(52)	3936
12/3(11)	米		谷		病		院	東	和町	1 0220	(42)	2007
診療時間 9:00~17:00												

休日・夜間診療案内 ☎ 0229 (24) 2267 (24時間)

母子健康手帳の交付・妊産婦相談

毎週月曜日 8:30~11:30

母子健康手帳は原則として、住所地の総合支所市民福祉課健康づくり係で交付します。上記以外においでの際は、事前にご連絡ください。

また、妊産婦の健康相談も行っています。気軽にご相談ください。電話での相談も随時、受け付けています。

大切な"いのち"を守るため 献血にご協力ください



		173	,,		_ 444	, ,	1,000		
11/5 (目)	チ	ヤチ	ヤ	ワ・	ール	ド	10:00~12:00	全血	
	6.7	J	/	Z	•	し	13:00~16:00	土皿	
7 (火)	東	和	総	合	支	所	15:00~16:30	全血	
15(水)	東	北	亲	f	生	袁	10:00~12:30 14:30~16:30	全血	
	(株)	登米	: 村	田島	製作	所	14:30~16:30	王皿	
18(土)	三愛	シロジス	ティ	クスは	迫営	業所	9:30~12:30	<u></u> Дт	
	登	米糸	念 台	; 体	育	館	14:00~16:00	全血	

【問い合わせ】

市民生活部健康推進課 健康推進係 **5** 0220 (58) 2116

健康&福祉

11月の保健カレンダー





								回的人工	
			登米				東 和		
迫伐	呆健センター ☎0220	(22) 5554		合支所市民福祉課 ☎022			合支所市民福祉課 否 022		
1(水)・10(金)	ポリオ予防接種	8:30~13:30	1(水)	わいわい広場	10:00~11:30	9(木)	ポリオ予防接種	13:00~13:30	
17金・22分	ハ フ	0.30 13.30	8(水)	ポリオ予防接種	13:15~14:00	13(月)	なんでも健康相談	9:00~11:00	
6(月)	子育て開放日・栄養相談日	9:30~12:00	13(月)	健康(栄養)相談	8:30~11:30	28(火)	こころの相談 (要予約)	13:30~15:30	
9(木)	離乳食教室	8:30~9:30	22(水)	わいわい広場	10:00~11:30				
16(木)	こころの相談 (要予約)	13:30~15:30							
中田				豊里			米 山		
中田総	合支所市民福祉課 ☎022	20 (34) 2311		含支所市民福祉課 ☎022	25 (76) 4113	米山総	合支所市民福祉課 2022	20 (55) 2112	
7(以)•14(以)	ポリオ予防接種	13:30~14:00	7(火)	ポリオ予防接種	13:15~13:30	6(月)	健康相談	9:00~11:00	
9(木)	幼児歯科建診 (H16年10月・11月生まれ)	13:00~13:10	28(火)		13.10/~ 13.30	6(月)~10(金)	乳ガん検診	詳細は通知をご覧ください	
15(水)	1歳6カ月児健診 (H17年4月生まれ)	12:30~12:45	10(金)	こころの相談 (要予約)	13:15~17:00	14(火)	ポリオ予防接種(西野・桜岡地区)	13:45~14:30	
21(火)	こころの相談 (要予約)	13:30~15:30	21(火)	離乳食相談	9:45~10:00	16(木)	こころの相談 (要予約)	9:30~15:00	
28(11)~12/7	乳がん検診	個別に通知します	21(人)	2歳児歯科健診	13:00~13:15	21(火)	ポリオ予防接種(中津山・善王寺地区)	13:45~14:30	
石越総?	石 越 合支所市民福祉課 3 022	28 (34) 2112	南方総合	南 方 合支所市民福祉課 否 022	0 (58) 2113	津山総	津 ∐ 合支所市民福祉課 ☎022	25 (61) 5011	
9(木)				こころの相談(家族機)	要予約	7(火)	.0 1		
10(金)	ポリオ予防接種	13:00~13:15	7(火)	#11 	28.0	14(火)28(火)		13:15~13:30	
9(木)	こころの相談 (要予約)	10:00~15:30	21(火)	ポリオ予防接種	13:15~13:30	10(金)	まめっこ広場	9:30~10:00	
13(月)	健康相談	9:30~16:00	9(木)	こころの相談(医師)	要予約	17(金)	ふれあいセンター開放日(あそびの広場)	9:30~11:00	
20(月)	子育てリフレッシュ講座	10:00~11:30	13(月)	健康相談 場 前給	9:00~16:00	27(月)	健康相談(フィットネスルーム)	9:30~16:00	
	不	明な点は、各	総合支所	市民福祉課健康づくり)係までお問い	合わせく	ください		

福祉情報

障害者支援に市の独自軽減策

市では、障害者の福祉サービス利用に原則1割の自己 負担を求める障害者自立支援法の施行に伴い、10月から 利用者の負担を軽減する独自の施策を始めました。

法定福祉サービス(訪問介護・短期入所などの在宅系サービスや施設への入所・通所などの施設系サービスなど)と、地域生活支援事業(移動支援事業・訪問入浴サービス事業・日中一時支援事業)を対象に、月の合計利用者負担額(総費用の1割)を平成18年度は60%、19年度は40%、20年度は20%軽減します。このため、今年度の利用者は、総費用額の4%が支払い額になります。

さらに、法定福祉サービスと地域生活支援事業のサービスを共に利用した場合、所得に応じてそれぞれに負担 上限額がありますが、両サービスの利用料合計額を負担 上限額とする「総合上限額制」を用いることで、利用者 の負担を軽減します。

また、こじか園の利用者負担が重くなることに備え、 平成20年度まで保護者が支払う利用料の原則50%を独自 助成し、負担額を抑制します。

【問い合わせ】 福祉事務所社会福祉課 障害福祉係

☎ 0220 (58) 5551 FAX 0220 (58) 2375

◆利用者負担軽減策の対象となるサービス

法定福祉サービス

【在宅系サービス】

▶居宅介護(ホームヘルプ) ▶短期入所(ショートステイ) ▶重度訪問介護など

【施設系サービス】

▶施設への入所▶施設への通所▶共同生活援助(グループホーム)など

地域生活支援事業

▶移動支援事業▶訪問入浴サービス事業▶日中一時 支援事業など

※日常生活用具の給付・貸与事業については、軽減 策からは除かれます。

◆軽減率

	H 18年度	H 19年度	H20年度
軽減率	60%	40%	20%

◆軽減策の実施方法

【例】平成18年度に月額10万円分のサービスを利用した場合 ●利用者が事業者に支払うのは1割の自己負担(1万円) のうちの40%なので、4,000円となります。

支払った額が月額上限負担額(障害者の所得によって4つに区分)を超えた場合は、その分は戻ってきます。